

茨城県報 第6541号

昭和52年6月30日

木曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

告示

	ページ
●字区域の一部変更(2件)(地方課).....	1
●防火管理に関する講習会の実施(消防防災課).....	3
●医療取扱機関の申出の受理等(医療福祉課).....	3
●家畜伝染病の発生(畜産課).....	4
●茨城県漁業近代化資金利子補給金交付要項の一部改正(漁政課).....	4
●道路区域の変更(4件)(道路維持課).....	5
●道路の共用開始(4件)(").....	7
●公有水面埋立免許の出願(河川課).....	8
●都市計画事業の認可(2件)(下水道課).....	9
(公安委員会)	
●緊急自動車, 道路維持作業用自動車の指定及び指定の取消し.....	11

告示

茨城県告示第763号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき八郷町内の字区域の一部を次のとおり変更した旨同町長から届出があつた。

この字区域の変更は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第179条の規定により、昭和52年7月1日から効力を生ずるものである。

昭和52年6月30日

茨城県知事 竹内 藤 男

大字川又字新堤 1の1, 2の1, 3の1, 3の3, 4, 5, 9の1, 10の1, 11の1, 11の2, 乙11, 12から35まで, 36の1, 1985の2, 1988の1, 1988の4

" 字藤ノ木 14, 15の1, 16の1, 17から23まで, 24の1, 24の2, 25から29まで, 30の1から30の3まで, 31から33まで, 87, 97, 98の2, 99, 乙99

" 字要害 37の2, 40の2, 53の1, 53の2

" 字寄下 83から86まで, 88から91まで, 134から150まで, 177から185まで, 188から190まで, 352, 353, 354の2, 355の2, 363の2, 364の2, 366の2, 368の2

" 字ヤキハ 92から94まで, 乙95, 96, 118から121まで, 122の1, 122の2, 128から132まで, 132の1, 133, 186, 187, 191, 191の1, 192から195まで

- " 字ひまし 100の1, 101の1, 102, 103, 104の2, 105, 106の1, 107, 108の1, 109から117まで
- " 字五反田 123から127まで
- " 字寺前 151の2, 176
- " 字大町 196の1, 196の2, 197から202まで, 乙202, 203から205まで, 206の1, 207の1, 208の1, 213, 214から220まで, 254から263まで
- " 字下川 209の1, 210の1, 210の2, 乙210から212まで, 221から223まで, 224の1, 225の1, 230の1, 231の1, 232の1, 233から235まで, 236の1, 237の1, 238から243まで, 244の1, 244から248まで, $\left. \begin{matrix} 249 \\ 249の1 \end{matrix} \right\}$ 合併, 250の1, $\left. \begin{matrix} 251 \\ 252 \end{matrix} \right\}$ 合併, 253, 287, 288, 301の2, 290から293まで, 295, 296の1, 296の2, 305の1, 308の2, 309の1, 310から314まで, $\left. \begin{matrix} 289 \\ 293 \\ 294 \end{matrix} \right\}$ 合併, 225の2, 250の2
- " 字粕田 264から272まで, 乙272, 273, $\left. \begin{matrix} 274のイ \\ 274のロ \end{matrix} \right\}$ 合併, 275, 275の1, 276から284まで, 343から350まで
- " 字ネカラ町 285, 286
- " 字根栖町 325から328まで, 329の4, 329の3, 330の2, 333, 337の2, 338の2, 339から342まで, 351, 369の2, 370の2, 372の2, 373の2, 334の2, 335のイの2, 376の2, 380の2
- " 字石淵 320の36, 320の37, 320の38, 320の39, 320の40, 320の41, 320の42, 320の43, 320の34, 320の35

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字川又字東に変更

大字片野字下川 845, 乙845, 846の1, 乙846, 851の1, 854の1, 857, 1401の1, 1401の2, 1492の1, 1492の2

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字川又字東に変更

茨城県告示第764号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき八郷町内の字区域の一部を次のとおり変更した旨同町長から届出があつた。

この字区域の変更は, 地方自治法施行令昭和22年政令第16号第179条の規定により, 昭和52年7月1日から効力を生ずるものである。

昭和52年6月30日

茨城県知事 竹内藤男

大字川又字赤発毛 1668の5

" 字梅ノ木田 1874, 乙1874, 1875から1877まで

” 字平渡 1886の1

大字片野字西町田 942の1, 966の2, 966の4

” 字南町田 915の2

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字川又字北田に変更

大字川又字平渡 1954, 1955, 1956の1, 1957の1, 1958, 1966の1, 1967の1, 1968の内, 1969
から1974まで, 1975の1, 1976の1, 1977から1980まで, 1986の1, 1987の1,
1988の2

” 字新堤 1981の1, 1982, 1983, 1984の1, 1985の1

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字川又字東に変更

茨城県告示第765号

消防法施行令(昭和36年3月25日政令第37号)第3条第1号の規定により防火管理に関する講習
会を次のとおり実施する。

昭和52年6月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

月	日	開 催 場 所
8 月	16 日 (火)	土 浦 市 真 鍋 町
8 月	17 日 (水)	土 浦 市 民 会 館 小 ホール
8 月	24 日 (水)	水 戸 市 千 波 町
8 月	25 日 (木)	県 民 文 化 センター 小 ホール

茨城県告示第766号

下記1のものは, 国民健康保険法(昭和33年法律第193号)第37条第3項の規定により, 療養取
扱機関の申出の受理があつたものとみなされ, 並びに下記1及び2のものから国民健康保険法第37
条第5項の規定により, 他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申出を受理したので, 療養取扱
機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項
および第2項の規定により告示する。

昭和52年6月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされ, 及び国民健康保険法第37条第5項の規定
による申出を受理したもの。

機関番号	申出受理年月日	療養取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項受理年月日	申出範囲
442,020,4	52.6.15	大和田耳鼻咽喉科医院	大和田 稔	北相馬郡守谷町大字守谷甲13	52.6.15	全国
442,021,2	52.6.1	医療法人社団宗仁会 宗仁会病院	丸野 達雄	" 藤代町 大字岡1462	52.6.1	"
364,019,4	52.6.15	鹿島中央薬局	大 岬 勉	鹿島郡鹿島町宮中359-6	52.6.15	"
394,004,0 52.4.8		今川薬局 学園支店	今川 まき	新治郡桜村竹園三丁目	"	"

2 すでに療養取扱機関として受理されていたが、新たに国民健康保険法第37条第5項の規定による申出を受理したもの

機関番号	療養取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項受理年月日	申出範囲
082,036,5	吉沢胃腸科医院	吉沢 竜雄	竜ヶ崎市若柴町3284	52.5.30	全国

茨城県告示第767号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

昭和52年6月30日

茨城県知事 竹内 藤 男

病名	畜種	発生番号	発生群数	決定年月日	発生場所	処置	摘要
ふそ病	みつ蜂	2	2	52.6.16	水海道市羽生763	焼却	自衛処分
"	"	3	4	"	" 橋本3614	"	"

茨城県告示第768号

茨城県漁業近代化資金利子補給金交付要項(昭和44年茨城県告示第1314号)の一部を次のように改正する。

昭和52年6月30日

茨城県知事 竹内 藤 男

第2条の表の利子補給率の欄中「2分5厘」を「2分」に、「2分3厘」を「1分8厘」に、「1分5厘」を「1分」に改める。

付 則

- この告示は、公布の日から施行し、昭和52年6月1日以降に知事の承諾を受けた漁業近代化資金に係る利子補給に適用する。
- 昭和49年12月1日以降昭和52年5月31日以前に知事の利子補給の承諾が行われた漁業近代化資

茨城県告示第771号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和52年6月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和52年6月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 笠間緒川線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡緒川村大字国長字前田 992番地先から	旧	メートル 最大 6.00	メートル 1,836.00	
		最小 2.50		
" " 大字吉丸字市道 92番の1地先まで	新	最大 36.00	1,800.00	
		最小 11.00		

茨城県告示第772号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和52年6月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和52年6月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 常陸太田烏山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
常陸太田市下大門町 1870番地先から	旧	メートル 最大 19.00	メートル 1,410.00	
		最小 4.50		
久慈郡水府村大字和田字久保田 1549) 1550) 合併番地先まで	新	最大 28.00	1,340.00	
		最小 12.00		

茨城県告示第773号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和52年6月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和52年6月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 路 線 名 県道 和田上河合線

2 供用開始の区間

常陸太田市上河合町19番の2地先から

” ” 1502番の1地先まで

3 供用開始の期日 昭和52年6月30日

茨城県告示第774号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和52年6月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和52年6月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 路 線 名 県道 門井山方線

2 供用開始の区間

那珂郡山方町大字野上字篠ノ沢1947番の1地先から

” ” ” 字上野原2154番の1地先まで

3 供用開始の期日 昭和52年6月30日

茨城県告示第775号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和52年6月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和52年6月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 路 線 名 県道 笠間緒川線

2 供用開始の区間

那珂郡緒川村大字国長字前田992番地先から

” ” 大字吉丸字市道92番の1地先まで

3 供用開始の期日 昭和52年6月30日

茨城県告示第776号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和52年6月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和52年6月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 常陸太田烏山線
- 2 供用開始の区間
常陸太田市下大門町1870番地先から
久慈郡水府村大字和田字久保田¹⁵⁴⁹₁₅₅₀)合併番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和52年6月30日

茨城県告示第777号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定による公有水面埋立免許出願が次のとおりあつた。

その関係図面は、告示の日から起算して3週間縦覧に供する。

昭和52年6月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 出 願 人
常 澄 村
代 表 者 常澄村長 加倉井 増 雄
- 2 埋 立 区 域
 - (1) 位 置 東茨城郡常澄村大字大串字屋津789番地
 - (2) 区 域 願書添付図面のとおり
 - (3) 面 積 8,802.46平方メートル
- 3 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位 置 東茨城郡常澄村大字大串字屋津789番地
 - (2) 区 域 願書添付図面のとおり
 - (3) 面 積 8,802.46平方メートル
- 4 埋立地の用途
 - (1) 保育所敷地
 - (2) 総合幼稚園敷地
 - (3) 給食センター敷地
 - (4) 道路及び水路敷地

5 出 願 年 月 日

昭和52年4月7日

6 縦 覧 場 所

水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県土木部河川課 水戸市東原2丁目7番56号 茨城県水戸土木事務所及び東茨城郡常澄村大字大串2141番の2 常澄村役場企画財政課

茨城県告示第778号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法同62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

昭和52年6月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 施 行 者 の 名 称 桜 村

2 都 市 計 画 事 業 の 種 類 及 び 名 称

、研究学園都市計画下水道事業(桜村公共下水道)

3 事 業 施 行 期 間 昭和52年6月30日から昭和62年3月31日まで

4 事 業 地

(1) 収用の部分

桜村大字道ノ下, 大字吉瀬字高田, 大字大角豆字島前の各一部

(2) 使用の部分

桜村大字中根字屋敷付, 字宮ノ前, 字宮ノ後, 字不動坊, 字前田畑, 字恵化前, 字前田の各一部

〃 大字横町字宮ノ前, 字前田, 字堀ノ内, 字田島, 字後田, 字下宿, 字小山及び字恵化前の各一部

〃 大字栄字前田畑, 字屋敷付, 字堀ノ内, 字田島, 字不動, 字尼塚, 字恵化前の各一部

〃 大字中山, 字中条, 字北ノ前, 字坪ノ内, 字白畑, 字久称下, 字道ノ下, 字太田及び戸崎の各一部

〃 大字松塚, 字土器屋前の一部

〃 大字金田字上宿, 字天王口, 字塚越, 字道場前, 字竹ノ内, 字中ノ条, 字中宿, 字入坪及び字下宿の各一部

〃 大字松栄字松栄の一部

〃 大字古来字大田, 字屋畑, 字屋敷, 字沖畑, 字宮ノ前, 字竜風, 字聞内, 字横枕, 字寺山, 字石橋, , 字東田及び字古来の各一部

〃 大字吉瀬字吉瀬, 字西堂, 字本屋敷, 字東, 字山下, 字東池, 字東池ノ台, 字東池ノ上, 字坂ノ上, 字堂山, 字向台, 字法田久保, 字南出戸, 字神送り及び字広岡後の各一部

〃 大字大角豆字下大角豆，字池下，字島前，字山下，字入の久保，字麻島，字下久保，字並木，字岡山及び字名兵の各一部

茨城県告示第779号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第59条第 1 項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

昭和52年 6 月 30 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 施行者の名称 大 穂 町

2 都市計画事業の種類及び名称

研究学園都市計画下水道事業（大穂町公共下水道）

3 事業施行期間 昭和52年 6 月 30 日から昭和60年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 取用の部分

大穂町大字玉取字間の田の一部

(2) 使用の部分

大穂町大字大曾根字荒町，字上仲町，字薬師町，字中城，字中宿町，字池の台，字下町，字滝西，字滝町及び字原町の全部並びに字松原，字宿西，字吾妻，字稲荷，字滝ノ下，字鹿島，字道陸神及び字根本の各一部

〃 大字玉取字四ツ塚，字間の田，字大明神，字妙見寺，字大日脇，字八坂前及び字矢崎の各一部

桜村大字栗原字松見原の一部

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第17号

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項及び第14条の2の規定により、次のとおり緊急自動車、道路維持作業用自動車の指定及び指定の取消しを行つたので公示する。

昭和52年6月30日

茨城県公安委員会委員長 大 平 二 郎

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用途	所有者又は管理者
963	茨88す 3366	ジープ 52年	公共応急作業用	鹿島共同施設株式会社

2 道路維持作業用自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用途	所有者又は管理者
964	茨80あ 16	スバル 52年	道路維持作業用	日立市役所

3 道路維持作業用自動車の指定の取消し

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	所有者又は管理者	指 定 日	告示番号
659	茨4た 2111	いすず 44年	日立市	48.3.19	9

★ 県政の総覧～県民の六法★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課までお申し込み下さい。購読料は，昭和51年4月1日から送料とも1ヵ月1,000円です。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所